

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日公布）

**【改正の概要】**

**[個人県民税]**

- ・ 寄附金税額控除  
特例控除額の上限を個人県民税所得割額の1割から2割に拡充

**[法人事業税]**

- ・ 資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、現行の4分の1から8分の3に拡大することに伴う税率の変更

	(現行)	⇒	(27年度)	
付加価値割	0.48%		0.72%	
資本割	0.2%		0.3%	
所得割	4.3%		3.1%	※暫定措置法適用後の税率、軽減税率も引下げ

**[不動産取得税]**

- ・ 住宅及び土地に係る税率の特例措置の延長(4%→3%)を3年延長

**[自動車取得税]**

- ・ 自動車取得税における「エコカー減税」の見直し  
27年度燃費基準から32年度燃費基準への置換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行のエコカー減税対象車の一部を引き続き減税対象とする措置を講じ、2年間延長

例：乗用車

**【現行】** ※適用期限：H27.3.31

内容	対象車
非課税	電気自動車等
	27年度燃費基準+20%達成
80%軽減	27年度燃費基準+10%達成
60%軽減	27年度燃費基準達成

**【27.4～】** ※基準切替えと重点化

内容	対象車
非課税	電気自動車等
	32年度燃費基準+20%達成
80%軽減	32年度燃費基準+10%達成
60%軽減	32年度燃費基準
40%軽減	27年度燃費基準+10%達成
20%軽減	27年度燃費基準+5%達成

**[狩猟税]**

- ・ 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録 → 税率2分の1

施行日	平成27年4月1日
-----	-----------

**【その他参考事項】**